

「外国の法律および措置の不当な域
外適用を阻止する規則」
の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年10月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートは、北京市環球法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2021年1月9日、中華人民共和国商務部（以下、「商務部」）より「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」（中華人民共和国商務部令 2021年第1号。以下、「阻止規則」）が公布され、即日施行されました。「阻止規則」は全16条からなり、主に適用要件、報告義務、禁止命令およびその適用除外、損害賠償請求権などについて定めています。

1. 「阻止規則」の要点

(1) 適用要件

「阻止規則」第2条によると、次の3つの要件を全て満たす場合に、「阻止規則」が適用されます。

- (a) 外国の法律および措置が域外適用されること
- (b) 上記「外国の法律および措置の域外適用」が、国際法および国際関係の基本準則に違反するものであること
- (c) 上記「域外適用」により、中国公民、法人またはその他の組織（以下、これらを総称して「中国人等」）が第三国（地域）およびその公民、法人またはその他の組織（以下、これらを総称して「第三人等」）との正常な経済・貿易および関連活動を行うことを不当に禁止または制限されること

(2) 業務メカニズムの設置

「阻止規則」第4条の規定により、「阻止規則」の施行に合わせ、「業務メカニズム」が設置されました。当該業務メカニズムには、商務部が統括管理し、国家発展改革委員会などの関連機関が参加します。

(3) 報告義務

① 報告義務

「阻止規則」第5条により、中国人等が、外国の法律および措置によって、第三国（地域）および第三人等との正常な経済・貿易および関連活動を禁止または制限された場合、30日以内に商務部に関連状況をありのままに報告しなければなりません。

「阻止規則」第5条では、「第三国（地域）および第三人等との正常な経済・貿易および関連活動を禁止または制限された場合」に報告義務が課されるとしているため、かかる外国の法律および措置が、「国際法および国際関係の基本準則に違反するか否か」、かかる禁止または制限が不当か否かを問わず、当該報告義務が発生すると解されます。

② 報告を怠った場合

「阻止規則」第13条により、中国人等が規定に従い関連状況をありのままに報告しなかった場合、商務部は警告を行い、期限を定めて是正を命じることができ、かつ情状の軽重に基づき、過料を科すことができます。

同条で「ことができる」という文言が用いられていることから、処罰を与えるか否かについては商務部が裁量権を持つことが分かります。

(4) 禁止命令およびその適用除外

① 禁止命令の発令

「阻止規則」第 6 条および第 7 条では、業務メカニズムは、まず外国の法律および措置が不当な域外適用に該当するか否かを評価して確認しなければならず、不当な域外適用に該当すると確認した場合、業務メカニズムは、商務部を通じ、関連する外国の法律および措置を承認しない、執行しない、遵守しない旨の禁止命令の発令を決定することができるとしています。

ここで「ことができる」という文言が用いられていることから、外国の法律および措置が不当な域外適用に該当することが確認された場合でも、業務メカニズムはその他の要素を考慮して禁止命令を公布しない可能性があることが分かります。

② 禁止命令遵守の適用除外申請

商務部が禁止命令を発令した場合において、中国人等が、何らかの理由により、外国の法律および措置を承認、執行または遵守する必要があるとき、「阻止規則」第 8 条により、商務部に禁止命令遵守の適用除外を申請することができます。申請は、適用除外申請の理由、範囲等を記載した書面で行う必要があります。商務部は、申請を受理した日から 30 日以内に、認可の是非を決定しなければなりません。緊急を要する場合には、速やかに決定を行わなければなりません。

③ 禁止命令に違反した場合

「阻止規則」第 13 条により、中国人等が禁止命令を遵守しない場合、商務部は警告を行い、期限を定めて是正を命じることができ、かつ、情状の軽重に基づき過料を科すことができます。

同条で「ことができる」という文言が用いられていることから、処罰を与えるか否かについては商務部が裁量権を持つことが分かります。

(5) 禁止命令遵守に関する損害賠償請求権

「阻止規則」第 9 条により、次の場合においては、中国人等は、法により人民法院に訴訟を提起し、当該当事者 ((a) の場合) または当該判決、裁定において利益を得た当事者 ((b) の場合) に損害賠償を請求することができます。

- (a) 当事者が禁止命令範囲内の外国の法律および措置を遵守し、中国人等の合法的權益を侵害した場合
- (b) 禁止命令範囲内の外国の法律に基づく判決、裁定により、中国人等が損害を被った場合

2. 今後、明確化が待たれる事項

「阻止規則」の成立は、中国の国内外で注目を集めました。規定そのものは基本方針を示す枠組みに過ぎず、具体性に欠ける点も多く含まれています。今後、以下の点について実施細則の制定、または規制当局の説明があると予想されるため、企業はこれらの動向に注意を払う必要があります。

(1) 対象となる中国法人やその他の組織

(a) 中国人等が支配する国外の子会社および支店等が、「阻止規則」第 2 条に定める「中国法人」および「その他の組織」に該当するか否か、(b) 外国企業の中国国内における支店等が、「阻止規則」第 2 条に定める「その他の組織」に該当するか否かの 2 点が明確化されていません。

(2) 「阻止規則」公布前に発効済みの外国の法律・措置に関連する報告義務

「阻止規則」の施行日以降に中国人等に対する禁止または制限の効果が生じた外国の法律および措置がある場合は、当該効果が生じた日から 30 日以内に報告する必要があると思われませんが、公布前に発効済みの外国の法律および措置についての報告義務の有無に関しては、規制当局から未だ明確な説明はありません。

(3) 損害賠償の請求対象

「阻止規則」第 9 条では、禁止命令範囲内の外国の法律および措置を「当事者」が遵守したことにより、中国人等の権益が損害を受けた場合の救済措置について定めていますが、この同条のみに出現する「当事者」という用語に対する定義や説明が行われていません。「中国人等」とは異なる「当事者」という用語をあえて用いている以上、「当事者」には外国人等が含まれる可能性があると考えられます。「阻止規則」の立法目的を鑑みれば、「損害賠償責任を負う主体」の範囲を広げる、すなわち外国人等も含める意図で、同条において「当事者」が用いられた可能性があります。今後の規制当局の説明および実務の動向を確認する必要があります。

(4) 損害賠償請求訴訟の審理

「阻止規則」第 9 条第 1 項（上記 1 (5) a に該当）および第 2 項（上記 1 (5) b に該当）では、ともに中国人等は「法により人民法院に訴訟を提起し」、損害賠償を請求することができると定めています。「法により」という文言が用いられていることから、原告は「阻止規則」以外の法令に損害賠償請求権の根拠となる規定を求めなければならないように思われます。第 1 項に基づく原告による訴訟の提起は、契約に基づく債権、権利侵害行為の責任、契約締結上の過失等の民法上の請求権を根拠とするものでなければならない可能性があります。第 2 項が新たな請求権を直接設けるものなのか、それとも第 1 項と同様の運用ロジックのものであるのかは、今後の実務上の運用状況を見ながら確認していく必要があります。

また、「阻止規則」第 9 条に基づく損害賠償請求に関する司法解釈が最高人民法院より公布される可能性があるため、注意しておく必要があります。

(5) 禁止命令遵守の適用除外要件

適用除外要件や適用除外の審査において商務部が考慮する要素については、まだ明らかにされていません。

北京市環球法律事務所

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210042>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp